

# 地方分権改革のための権限移譲の可視化と評価の試行

特別市を目指す政令市への提言

かわさき減税会 福永文子

川崎市高津区在住 着付け教室主宰

令和5年1月31日

目次

要旨

I はじめに（研究の背景）

II 研究の目的と意義

III 用語の定義

IV 研究の方法（概要）

V 調査と結果

<A>調査 二重行政・重複型事務の現状と移譲事務の事務事業評価シート表記の現状

A-1 二重行政・重複型の現状調査

A-2 移譲事務の事務事業評価シートの現状調査

A-2-i 横浜市の事例から

A-2-ii 移譲事務交付金の情報開示請求

<A>結果

<B>調査 権限移譲の可視化とディーゼル車排ガス規制事務の移譲経費

<B>結果

VI 考察と提案

【考察】

【提案】

a. 事務事業評価シート記載事項

b. 評価アイデア

VII 特別市を目指す政令市への提言

VIII おわりに

謝辞

参考文献

## 要旨

令和2年4月に始まった減税運動は全国に広がり、民主主義の原点ともいえる地方議会に関心を寄せ、地方自治体の事務事業評価シートを参照し、その事業について評価、検証する段階にある。そんな折、地元である川崎市が特別市法制化を目指す広報活動を開始した。

特別市は、道州制、都構想と同様、地方分権のひとつの考え方である。政令市が県から独立し、市と国との一層制を目指している。特別市法は昭和31年に削除され、暫定的に政令市が指定されたまま今日に至っている。地方分権改革は、第一次、第二次分権改革、三位一体の改革、平成の市町村合併と歴史があるが、いまだに地方交付税交付金により地方自治体は財政的に政府に頼らざるを得ず、首都圏や大都市に比べ、地方の独自性が十分発揮できない現状だと認識している。日本の活性化のためにも、より良い地方分権改革に賛成であり、特別市の重要な論点が二重行政の解消であったことも本論において注目する要因となった。

そこで、神奈川県と川崎市の二重行政の現状を事務事業評価シートで可視化し、特別市法制化の必要性を顕在化させたいと考え、調査研究を開始した。

具体的には、二重行政・重複型の現状調査から、二重行政の象徴である事務の権限移譲が可視化されているのか？という観点を深掘りするため、ディーゼル車排ガス規制という移譲事務を具体例として調査した。また、権限移譲自体がひとつの事務事業であることに気づき、権限移譲の提案から成立までのコスト（移譲経費と称する）と移譲事務交付金との比較から評価方法を提案した。

研究の結果から、移譲事務を事務事業評価シートで可視化することは可能であること、権限移譲そのものは直接的サービスではないので、住民のチェックが行き届かない事業であることに気づいた。政府の規制が増え続けるのであれば、権限移譲は永遠に無くならず、権限移譲自体が自治体の重要な予算要求理由になっている。これが、特別市法制化、ひいては地方分権改革が遅々として進まない原因の一つではないかと考え、特別市を目指す政令市に対し、事務事業評価シートは必須であること、県の反対理由に対する回答を私見として提言した。

## I. はじめに(研究の背景)

令和2年4月に始まった減税運動の途上、巨大な国家予算はその使途の政策評価が十分になされていないことを知った(渡瀬,2020,p24)。議会制民主主義においては、税の使途に関する、国民の変革の希望は、議会においてのみ行政に対し強制力を持って達成できる(渡瀬,2020,p46)。しかし、税について国(政府)を動かすには、税に関して見識ある国会議員の数が必要だが、そのような議員は必ずしも多いとは言えない現状がある。見識ある国会議員を増やす減税運動は、徐々に成果が出てきてはいるが、これを継続するには、国会議員以上に有権者の地元の地方自治体や地方議員に働きかける機会を増やすことが大切であることが分かってきた。

令和4年になり、地方自治体の税金の使途を検証し評価する運動が、全国に誕生した地方減税会を中心に広がっている。その検証のためにあるべき公文書が、事務事業評価シートである(福永,2022,p21)。私の地元、神奈川県川崎市には事務事業評価シートがあったが、他の自治体はどうか。各地減税会の報告により、同シートはその存在の有無も含め、自治体によって内容が様々であることが判明している。

そんな折、令和4年9月発行のかわさき市政だより(全市版)に「川崎市は特別市を目指します」※1がテーマとして打ち出された。

## 新しいかわさきの形 川崎市は特別市を目指します

### 川崎市のいま 政令指定都市

**政令指定都市とは？**  
人口約100万人を越え、全国的観点から指定された都市のことです。国、道、2次産業地帯、主要な公共施設を擁する。国、道、2次産業地帯、主要な公共施設を擁する。国、道、2次産業地帯、主要な公共施設を擁する。

**政令指定都市ならではのメリット**  
1. 国、道、2次産業地帯、主要な公共施設を擁する。  
2. 国、道、2次産業地帯、主要な公共施設を擁する。

**神奈川県から権限が移ったからこそできたこと**  
「児童支援コーディネーター」を全小中学校に「特定難病患者の医療費助成制度が便利に」

**まだまだ残る 政令指定都市の課題**  
国と重複、調整できず、対応が遅くなることも。窓口が分かれ、非効率に。税配が不十分。

### 川崎市が目指す姿 特別市

**特別市とは？**  
県の区域となり、市で独自の制度を全て作り、権限と財源をもちに特化する制度です。

**特別市が実現するとココが変わります**  
行政サービスが向上します。素早い対応が可能になります。特別市の税金は一

**特別市の素朴な疑問**  
Q 生活の支障になることはないの？  
Q 大阪都構想と何が違うの？  
Q 政令指定都市ではなくなるの？

特別市を実現するためのステップ もっと考えてみませんか？

※1 令和4年9月発行のかわさき市政だより(全市版)「川崎市は特別市を目指します」

特別市とは、特別自治市の通称である。特別市は地方分権改革に関わることだったので興味を持った。そこで、公開文書「住民目線からみた「特別市」の法制化の必要性」(横浜市、川崎市、相模原市、令和4年7月、公開文書)を読んだ※2。特別市の必要性の根拠として「県との二重行政」を解消することとある(同,P7)。これは無駄を無くす「規制緩和」(渡瀬,2021,p44)にも通じ、研究テーマとして取り上げてみたいと思った。

まず、この二重行政の状況は事務事業評価シートによって可視化されているのだろうか？との疑問から始まった。シートを参照してみたがすぐにはわからなかった。そこで二重行政を可視化する事務事業評価シートの在りかたについて調査を開始した。

※2 神奈川県下の3政令市だけでなく、全国の政令市のうち、12市が特別市を目指しプロジェクトを形成している。

多様な大都市制度実現プロジェクト 出席者名簿

<http://www.siteitosi.jp/opinion/pdf/d552a43f9a45b80119c1b5ed811e17304b55ba16.pdf>

## II.研究の目的と意義

本研究の目的のひとつは、二重行政を可視化する事務事業評価シートの提案である。調査の過程で、二重行政であるがゆえに生じる、事務の権限移譲、という課題に気づいた。権限移譲によって自治体に委託された事務のことを移譲事務という。ゆえに、研究のさらなる目的を、移譲事務と権限移譲を可視化する事務事業評価シートの在りかた、および、権限移譲の評価、とした。

研究の意義について。特別市や地方分権改革の学びにおいて西尾勝著『地方分権改革』を読んだ。すると、事務の権限移譲は地方分権改革の歴史において常に議論の中心となる課題だと知った（西尾,2007, p9,P163,P213）。また、地方分権改革は政治構造改革との両輪で解決するものだ、と西尾氏は結論づけている（西尾,2007, p207）。特別市の実現にはまず法制化が必要であり、政治力が必要なことは自明である。しかし、政治力とは何を指しているのか。政治家は、本来であれば有権者の声を体現する立場である。それゆえなのか、川崎市はこの特別市の必要性について住民への理解を深めるための広報宣伝事業に、年に約2千7百万の予算を計上している※3。そうであれば、権限移譲についても住民の理解を得る必要があるはずだ。この権限移譲と移譲事務を事務事業評価シートによって可視化し、根拠をもって住民への理解を促すこと、また、これを住民目線で評価することにより、県知事、議会との議論や、法制化にむけて国会議員へ働きかけていく上でも、説得力を持つ議論ができるのではないだろうか、と考える。

さらに事務事業評価シートでの可視化が可能であることが明らかになれば、少なくとも特別市を目指す政令市は、事務事業評価シートの存在は必須であることを示す理由になるであろう。また、すでにシートを公表している自治体には、改善点を提示できるという点でも、意義があると考えられる。

※3 川崎市総務企画局 p 2 <https://www.city.kawasaki.jp/230/cmsfiles/contents/0000136/136966/22bunkatuban4.pdf>

約2千万円が広報に関する委託料として、株式会社JTBコミュニケーションデザインに委託されている（特別自治市担当者のメール回答より）。

### III.用語の定義

本稿における用語を以下のように定義した。

#### 地方減税会

各地方自治体の名前や地方の特色を表明する「減税会」を名乗るtwitterアカウント（例「かわさき減税会」）、または地方に所縁のある個人を含む。現在約67会（R4.1.31時点twitter上で確認できるもの）があり、増加中。地元の議員や行政に対し、税金の使途や行政評価、減税と規制改革などについて意見交換するロビー活動、勉強会イベント開催、配布物による広報活動、ネット上ブログ、動画配信など、その活動内容は様々である。

#### 事務事業評価シート

行政の会計書を読み解くためにはスキルが必要で、一般の住民や、専門知識のない議員には困難である。この状況を改善するため、行政評価の一環として、予決算額、事業の目的、内容、評価などが分かり易くかかれた事務事業評価シートの普及が呼びかけられた。この取り組みは三重県北川知事の時代に全国自治体に広がった（上山,1998,p109）。

#### 特別市

特別自治市の通称として使用されることが合意された（横浜市、川崎市、相模原市,令和4年7月,p2）。特別市とは、府県の管轄からはずし、国と直接、事務権限をやりとりする機能をもたせ、広範囲な自治を可能とする大都市制度のひとつ。昭和31年に特別市の法律が廃止された。すでに法制化されている大都市制度として、特別区制度（例：東京市から東京都への移行、大阪市の都構想など）がある。

#### 政令市

特別市法を廃止する代わりに暫定措置として制定された、指定都市制度による指定都市の通称。65年が経過し今に至る。現在、政令市は20市ある。

#### 特別市を目指す政令市

政令市の中で、特別市法制化をめざしている市。現在12政令市の市長が特別市にむけて会議を開催している。（川崎市,R4.3, P9.10.11）

二重行政 令和4年5月6日

四首長懇談会において、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月）より、県と指定都市の二重行政が存在することが確認された。特別市を目指す政令市が、県と市に発生し、解消すべきとしている行政の状態のこと。

### 重複型

二重行政は3タイプに分類される。重複型、分担型、関与型に分類される。(横浜市、川崎市、相模原市,R4.7.27, p7)

### 権限移譲

自治体で施行される事務事業の中には、国の法令や県の条例に基づき施行される事業がある。このような事務（規制）を執行する権限が、国から都道府県、都道府県から市区町村、へと移されることを「事務の権限移譲」という。権限移譲したい事務について、自治体が国や県に対し提案したり、移譲ための会議を開催する、などの権限移譲に関わる業務のことを指す。

### 出前講座

行政が、行政の施策や事業について住民の理解を深め、コミュニケーションをとる手法のひとつ（上山,1999,p186）。役所の職員が出向き、要望のあった住民グループに対し説明する。

**移譲事務** 権限移譲された事務のこと。

**県の告示** 県の通達。本論では、県から市へ権限移譲する県条例の番号の通知を指す。

**移譲経費** 権限移譲のために費やされた歳出のことを指す。本論での造語。

## IV.研究の方法（概要）

本研究は、二重行政・重複型の実態を事務事業評価シート（以下、シート）によって可視化することを主眼としてスタートした。現状を調査する過程で、重複型を象徴する「事務の権限移譲」と「移譲事務」を、シートで可視化する調査とした。この調査から、可視化に必要な事務事業評価シート項目の提案を行う。また、この権限移譲そのものを、ひとつの事務事



業として捉え、そこにかかる経費を移譲経費、と定義して調査した。その結果から、可視化のためのシート項目と評価アイデアを提示する。

調査を大きく分けると以下の2段階になる。

**<A>二重行政・重複型事務の現状と移譲事務の事務事業評価シート表記の現状の調査**

**<B>権限移譲の可視化とディーゼル車排ガス規制事務の移譲経費の調査**

権限移譲、移譲事務および、事務事業評価シートは、川崎市を調査対象とした。権限移譲についての問い合わせは、県の立場からは主に神奈川県市区町村課に、川崎市の立場については川崎市の都市政策部に行った。交付金については県に情報開示請求を行った。また、特別市については川崎市の都市政策部へのメール問い合わせ、市主催シンポジウム出席、また同市の出前講座の開催をかわさき減税会として依頼し、参加者と共に行政の担当者と質疑応答、意見交換を行った※4。

※4 令和4年11月27日 川崎市第三市庁舎で開催を依頼。減税あやさんnote <https://note.com/aya7045/n/ncfd186bd59bf>

## V. 調査と結果

### <A>調査 二重行政・重複型事務の現状と移譲事務の事務事業評価シート表記の現状

二重行政・重複型の事業が実際にあるのか、その現状を調査した。また、その状態を象徴する事務の権限移譲に着目し、移譲事務をシートで可視化するに必要な事項を調査した。また、移譲事務を実施した場合に県から市へ交付される移譲事務交付金額一件あたりの概算を調査するため情報開示請求した。以下にその調査経過を述べる。

#### <A-1>二重行政・重複型の現状調査

県と市で二重行政・重複型の事例について特別市担当課に問い合わせた。メール回答(R4.10.07)によれば、助成と制度の重複のことであり、一般的に中小企業の支援や商店街

振興、介護・福祉・観光分野への助成、および、地球温暖化対策・環境教育・男女共同参画の制度の重複のことが考えられる、とのこと。横浜市、川崎市、相模原市, R4. 7. 27, p7 ※5に示されている通りの回答であった。



※5 横浜市、川崎市、相模原市, R4. 7. 27, 公開資料p7

しかし、助成も制度も、事業であるならば、シートに記載があるはずだと考えた。総務企画局によると、二重に実施されている事務事業があるかどうかは今後調査を行うところであり現在は分からない、という電話回答。であれば、独自に公開情報から一件だけでも重複事業を探し出そうと調査を開始した。

川崎市にある603事業（令和3年度）の中から抽出するため、先に掲載した資料から、地球温暖化と環境教育を分野とする環境施策事業に着目した。これは、川崎市総合計画 “基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり” の事務事業が相当する※6。

各シートの【事業概要・実施根拠】欄から、[国・県の制度+市独自の制]にチェックが入っている事業を中心に探したが、国と県が混在した表記になっていて、県だけなのかは判別できない。そこで重複事業の有無について環境局に聞いたところ、県と関わりのある事業は、公害に関する事業にある可能性が高い、と回答を得た。

そこで環境局環境対策部地域環境共創課に電話で問い合わせたところ、**事務事業コード30201040自動車排出ガス対策事業**※7

が該当するのではないかと提示いただいた。担当者によると、県と市で重複して実施している、ということではなく、**県から市へ「権限移譲」された事務（以下、移譲事務）**が一部内容に含まれる、という説明だった。その事務とは、シートの【計画（Plan）・当該年度の取組内容】③ディーゼル車運行規制の遵守に向けた周知・立ち入り検査などの実施のことだった。

移譲事務を行った場合、県から何らかの予算が下りるのではないかと推察したが、県支出金の項目が無かったため、分からなかった。

**令和3年度 事務事業評価シート**

事業の概要		事務事業コード	事務事業名	事業実施主体の種類																																																																																																		
事務事業	30201040	自動車排出ガス対策事業		有																																																																																																		
担 当	304100	環境局環境対策部地域環境共創課	所属名																																																																																																			
実施期間	—	事業開始年度	事業終了年度	事業「サービス等」の分類																																																																																																		
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> ボランティア等との協働 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 底-底の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 底-頂の制度+市独自の制度 <input type="checkbox"/> 市独自の制度																																																																																																					
実施要綱	環境基本法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、川崎市環境基本条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 （法令・条例等）																																																																																																					
総合計画と連携する計画等	都市計画マスタープラン・地球温暖化対策推進基本計画・総合都市交通計画・地域公共交通計画																																																																																																					
行政推進支援プログラムに関連する課題名	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">H30年度</th> <th colspan="2">R1年度</th> <th colspan="2">R2年度</th> <th colspan="2">R3年度</th> <th rowspan="2">R4年度</th> </tr> <tr> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 A</td> <td>22,940</td> <td>22,916</td> <td>32,940</td> <td>19,621</td> <td>32,940</td> <td>11,921</td> <td>10,802</td> <td>32,940</td> <td>11,021</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td>20,815</td> <td>20,815</td> <td>10,500</td> <td>10,500</td> <td>20,815</td> <td>5,200</td> <td>20,815</td> <td>5,200</td> <td>20,815</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>12,304</td> <td>12,304</td> <td>9,128</td> <td>9,128</td> <td>12,304</td> <td>4,677</td> <td>12,304</td> <td>5,789</td> <td>12,304</td> </tr> <tr> <td>人件費 B</td> <td>46,553</td> <td>46,385</td> <td>47,573</td> <td>47,573</td> <td>46,450</td> <td>46,450</td> <td>20,764</td> <td>20,764</td> <td>20,764</td> </tr> <tr> <td>歳入（人件費）</td> <td>78,534</td> <td>69,203</td> <td>80,527</td> <td>47,208</td> <td>60,799</td> <td>81,389</td> <td>59,052</td> <td>53,113</td> <td>31,789</td> </tr> <tr> <td>人件（注1）</td> <td>5.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.7</td> <td></td> <td></td> <td>2.45</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年度	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	事業費 A	22,940	22,916	32,940	19,621	32,940	11,921	10,802	32,940	11,021	国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他特財	20,815	20,815	10,500	10,500	20,815	5,200	20,815	5,200	20,815	一般財源	12,304	12,304	9,128	9,128	12,304	4,677	12,304	5,789	12,304	人件費 B	46,553	46,385	47,573	47,573	46,450	46,450	20,764	20,764	20,764	歳入（人件費）	78,534	69,203	80,527	47,208	60,799	81,389	59,052	53,113	31,789	人件（注1）	5.5				5.7			2.45	
年度	H30年度		R1年度			R2年度		R3年度		R4年度																																																																																												
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額																																																																																														
事業費 A	22,940	22,916	32,940	19,621	32,940	11,921	10,802	32,940	11,021																																																																																													
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																													
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																													
その他特財	20,815	20,815	10,500	10,500	20,815	5,200	20,815	5,200	20,815																																																																																													
一般財源	12,304	12,304	9,128	9,128	12,304	4,677	12,304	5,789	12,304																																																																																													
人件費 B	46,553	46,385	47,573	47,573	46,450	46,450	20,764	20,764	20,764																																																																																													
歳入（人件費）	78,534	69,203	80,527	47,208	60,799	81,389	59,052	53,113	31,789																																																																																													
人件（注1）	5.5				5.7			2.45																																																																																														
注1）人件費は、予算決算における職員1人当たり人件費に、人員を乗じて算出																																																																																																						
<b>計 画（Plan）</b>																																																																																																						
政策体系	政 策	地域環境を守る																																																																																																				
	施 策	地域環境対策の推進																																																																																																				
	取組目標	空気や水などの地域環境を守る																																																																																																				
事業の対象	市民、事業者																																																																																																					
事業の目的	汚染環境に係る大気環境の改善に取り組み、市民が健康で快適に暮らしていることが地域環境の確保を図ります。																																																																																																					
事業の内容	大気環境の改善に向け、自動車から排出される二酸化炭素等の大気汚染物質について、事業者や関係機関との連携、法・条例（条例）に基づいた取組等により削減を図り、環境負荷の低減及び気象安全に向けた取組を行います。																																																																																																					
当該年度の取組内容	1 自動車排出ガスの削減と物量の削減に向け、低公害車の普及促進に係る導入補助金の運用 2 環境配慮型自動車（EV）などの規制による事業者の自主的取組の促進及び環境配慮型自動車（EV）の導入 3 ディーゼル車運行規制の遵守に向けた周知・立ち入り検査等の実施 4 新たな空気環境対策の推進																																																																																																					
当初計画からの変更箇所	上記計画に追加されている内容 （変更となる取組）																																																																																																					
<b>実施結果（Do）</b>																																																																																																						
上記「当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った																																																																																																				
取組内容の実績等	目標どおり達成できました。 ①については、適正に導入補助金を運用し、29社に補助金を交付しました。 ②については、環境配慮型自動車（EV）の導入を促進するため、事業者との連携・協力を進め、導入促進のための取組を行いました。 ③については、立ち入り検査を4回実施しました。 ④については、認定完全・認定準完全14事業者に対して13,700件の取組を行いました。 ⑤については、技術開発の意向や材料における先進的な取組等を調査するとともに、市内事業者への普及啓発を実施しました。																																																																																																					
数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）	目標-実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	達成率																																																																																																
1 成果指標	環境配慮型を走行する普通乗用車の新規導入台数の達成率	目標	55	60	65	70	%																																																																																															
	説明	実績	56	64	70	75																																																																																																
2	説明	目標																																																																																																				
	説明	実績																																																																																																				
3	説明	目標																																																																																																				
	説明	実績																																																																																																				
4	説明	目標																																																																																																				
	説明	実績																																																																																																				

※7 事務事業コード30201040自動車排出ガス対策事業

以上の経緯から、県と市で重複している事務、を探し出すことは断念し、重複状態の象徴として、移譲事務の調査へと視点を変更し、移譲事務をシートで可視化する試みについて述べる。

※6 川崎市令和3年度事務事業評価シートリスト 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000142726.html>

## <A-2>移譲事務の事務事業評価シートの現状調査

### A-2-i 横浜市の事例から

#### A-

1で提示された川崎市のシートでは、移譲事務が含まれていることは読み取れない。予決算欄にも県支出金の項目が無い。そこで、比較対象として同じ神奈川県下で特別市を目指す横浜市に、同じ事業、事務を探した。その結果、横浜市事務事業評価番号8-3-1-9※8が該当するようであった。実施内容欄（4）に、ディーゼル車運行規制業務が移譲事務であることが明記されていた。また、財源内訳には県の項目がある。しかし県からの支出は0円であった。

(様式②-1) 令和2年度事業計画書(局・統括本部)

環境創造局 大気・音環境課

事業名: 大気規制指導事業

特定事項: 中間計画-38の取組  
中間計画-38の取組  
中間計画-行政運営  
中間計画-財政運営  
総務・庶務

甲類計画-38の取組  
令和5年度  
令和5年度  
令和5年度  
令和5年度

令和5年度  
令和5年度  
令和5年度  
令和5年度

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	市	市債	一般財源
令和2年度	8,243	0			6	8,237
増減						
令和元年度	9,891				7	9,884
増減	△1,648	0	0	0	△1	△1,647

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和3年度			令和4年度		
	予算	実績	増減	予算	実績	増減	予算	実績	増減	予算	実績	増減	予算	実績	増減
大気汚染防止対策	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645
大気汚染防止対策	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645
大気汚染防止対策	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645
大気汚染防止対策	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645	12,268	11,623	645

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

【事業の目的・必要性】

【令和2年度実施内容】

(1) 大気汚染防止対策のほかに、揮発性有機化合物(VOC)排出施設(約30施設)、水銀排出施設(約30施設)の規制指導を行い、一定割合を立入測定する。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設(約30施設)の規制指導を行い、一定割合を立入測定する。

(3) 大気汚染防止法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止のための届出審査・指導を行う。また、届出対象外の解体工事についても監視するとともに、石綿飛散に関する市民相談に対応するため、建材中の石綿含有率及び大気中の石綿濃度測定を行う。石綿濃度測定は、試料採取器具の整備や環境科学研究所との連携した結果、令和元年度から委託を廃止して、直営で測定している。

(4) 神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、知事が定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車について県内での運行を禁止している。横浜市は、神奈川県から本規制に係る事務移譲を受け、平成15年10月1日から市内において各種検査を実施しており、基準不適合の場合には是正指導を行う。

【実績及び今後見込み】

	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2見込	R3見込	R4見込
(1) 窒素酸化物等の立入測定の検体数	50	53	50	45	27	27	27
VOCの立入測定の検体数	10	4	1	5	3	3	3
水銀の立入測定の検体数	-	-	-	9	13	9	9
(2) DNA測定の検体数	11	9	7	8	4	4	8
(3) 石綿の立入測定の回数	3	9	6	10	10	10	10
(4) 路上検査取付点の検査回数	6	11	17	10	10	10	10

【事業費の内訳】

	R2年度	R1年度	差引	説 明
(1) 大気汚染物質対策業務	6,135	7,413	△1,278	委託費の増減、アルバイト日数の見直し
(2) ダイオキシン類対策業務	1,043	1,473	△431	委託費の増減、アルバイト日数の見直し
(3) 石綿飛散防止対策業務	383	263	120	15保守契約の追加
(4) ディーゼル車運行規制業務	682	741	△59	83保守契約の日数の見直し
合 計	8,243	9,891	△1,648	

【事業スケジュール】

(1) 大気汚染物質対策業務 法対象のほかに、揮発性有機化合物(VOC)排出施設、水銀排出施設について、規模等に応じて一定割合の立入測定を行う。

(2) ダイオキシン類対策業務 法対象の特定施設について、種数毎に全施設の立入測定を行う。

(3) 石綿飛散防止対策業務 立入検査・市民相談に対応するため、石綿濃度測定等を行う。平成29年度から届出件数が増加しており、検査見直しを実施を要望を検討している。

(4) ディーゼル車運行規制業務 市内を走行するディーゼル車を検査し、不適合車に対して是正指導を行う。

【事業開始年度】

(1)は、令和4年度、(VOC)平成17年度、(水銀)平成30年度、(2)平成9年度、(3)平成9年度、平成26年度改正、(4)平成15年度

【根拠法令】

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、神奈川県生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当該実績

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長 山本 忠幸 係長 井上 智 松枝 英一郎

( 環境創造 局 )

※8 横浜市事務事業評価番号8-3-1-9

川崎市および横浜市に、県から移譲された事務に対して、県からの支出金の有無を電話で質問した。すると、「市が移譲事務を実施した際、その件数を年度にまとめて県に報告し、その件数に応じて移譲事務交付金が市に交付される。一括で交付されるので、各事務の単価は分からない。使途はわからない。」という回答を両市から得た。

## A-2-ii 移譲事務交付金の情報開示請求

以上の回答から、神奈川県政策局自治振興部市町村課に対し、川崎市から報告があった移譲事務の件数、移譲事務交付金(以降、交付金)の総額を情報開示請求した※9。それが分かれば、1件あたりの交付額の目安は分かると考えたからである。資料は二種類。

一つ目は令和3年度移譲事務交付金の根拠法令ごとの総額と、川崎市への交付金額を取り出した資料である。神奈川県から川崎市への令和3年度交付金額は53,797,792円であった。そのうち、ディーゼル車規制に関する根拠法令「神奈川県生活環境の保全などに関する条例に基づく指定事業所の設置の許可等」に関する事務に対する交付金額は412,627円だったことが分かった。この表からは、事務内容（根拠法令）ごとの総額は判明することが分かった。

R3  
令和3年度移譲事務交付金 変更交付額

県内33市町村の  
合計額に  
なりませう  
川崎市分  
に  
なりませう

整理番号	事務の内容	法令等	合計	川崎市	
合 計			744,477,894	53,797,792	744,477,894
A-02	新たに生じた土地の確認に関する告示等	地方自治法			
A-05	鳥獣捕獲の許可等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	125,494	11,385	125,494
A-06	鳥獣飼養の許可等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	37,158,694	2,445,675	37,158,694
A-07	ヤマドリの販売許可等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	2,869,049	11,385	2,869,049
A-15	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の設置の許可等	県生活環境の保全等に関する条例	48,471,555	412,627	48,471,555 ←
A-20	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく医薬類似行為の業務の停止等	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律	34,155	11,385	34,155
A-22	温泉のゆう出量等の報告徴収等	温泉法	68,310	11,385	68,310
			1,943,866	696,665	1,943,866

※9 令和3年度 神奈川県 移譲事務交付金の表（県市町村課の提案により川崎市だけを取り出し編集された）

二つ目の資料には、その事務ごとに実施した件数が報告されている。実施報告があったのがまさに、ディーゼル車運行規制に関する事業者などへの立ち入りと質問（路上）3回だった。他にこの根拠法令に基づく事務は実施されていないため、別資料に掲載されていた、交付金額412,627円は、この3回(令和元年度)に対する金額だったということになる※10。

R3 報告

区分	整理番号	業務内容	業務の内容	根拠法令	年	月	日	実施回数	実施場所	担当者	備考
A-015	151	ディーゼル車規制	ディーゼル車の運行規制に関する事業者等への立ち入り(条例)	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	2023	1	2	3	川崎市生活環境課	石原	
A-015	152	ディーゼル車規制	ディーゼル車の運行規制に関する事業者等への立ち入り(条例)	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	2023	1	2	3	川崎市生活環境課	石原	
A-015	153	ディーゼル車規制	ディーゼル車の運行規制に関する事業者等への立ち入り(条例)	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	2023	1	2	3	川崎市生活環境課	石原	



## <A>結果

川崎市のシートは、国と県が混在して表記され、国庫支出金欄はあるものの、県の支出金の欄が無い。根拠法令は国と県の記述があるものの、実施した事務が移譲事務かどうかは分からない。一方、横浜市のシートは、根拠法令に基づく移譲事務であることが明記されている。県支出金の欄もあったが交付金額の記載は無かった。両市に問い合わせたが、交付金額は個別の事務については分からないという回答だった。

しかし、情報開示請求により、自治体、および根拠法令ごとの交付金額、事務ごとにその件数も明らかになった。具体例として取り上げた川崎市のディーゼル車規制に関し、1回の立ち入り検査につき、137542.333...円であり、その使途は神奈川県財政部の電話回答によれば、人件費とのことである。（実施3回に対する費用が割り切れないのは不可解であるが。）

今回、特定の事務実施一回の交付金額が判明したのは幸運だった、根拠法令中一つの実施事務だけに交付されていたためである※11。しかし、たとえ複数の事務に交付されていたとしても、少なくとも根拠法令単位では金額は明確である。このことについて、市職員は認識を新たにしていきたい。また、実施報告件数によって交付されるのであるから、その一件ごとの交付金額が不明になる理由を明確にしていきたい。

※11 交付金額は、二年前の実施報告に基づき計算式によって算出される。計算式は神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱 別表第2 <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/15958/2022youkou.pdf>を参照。

## <B>調査 権限移譲の可視化とディーゼル車排ガス規制事務の移譲経費

事務の権限移譲が決定されるまでには、県と市の協議と調整が、時には数年をかけて実施されることがある（出前講座における特別市担当課長の話より）。このことから、権限移譲そのものをひとつの事務事業として捉え、シートではどのように可視化されているかをみてみよう。





そこで、一つの試みとして前述したディーゼル車規制の権限移譲について移譲経費を明らかにするため、その成り立ちを調査した。神奈川県政策部市町村課によると、この条例の権限移譲に関し、H15年6月第二回神奈川県議会で議案となり、移譲が成立したのはH15年（2003年）10月1日とのことである※14。一般国民向けの公開情報では、ディーゼル車規制も同日に、一都三県（埼玉、神奈川、千葉）で一斉に開始されたとある※15。つまり、規制施行と同時に権限移譲が行われていることになるが、この公開情報だけでは川崎市（おそらく横浜市も）に権限移譲もなされているとの推察は、一般国民には難しい。

どのような経緯で権限移譲の要望があったのだろうか。同規制の所管である、神奈川県環境農政局環境部大気水質課に問い合わせたところ、H15年以前の会議録は公開されておらず、情報開示請求が必要な可能性もあるとのことだったため、本論では同規制の成り立ちについてH15年以前を調査することは断念した。このため、移譲経費については現状では不明である。

※13 地方分権改革推進事業について、担当課（川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別自治市推進担当課）によると、H26年に内閣府を窓口とする「地方分権改革に関する提案募集方式」が導入されている。この方式を活用し、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和等に係る提案を行っている、とのこと。

川崎市の提案内容の詳細と国の対応結果（関連法等）<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/222-4-1-2-0-0-0-0-0-0.html>  
全国の提案内容 <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-index.html>

※14 H15年7月22日県公報にて公示された。H15年以前に県市間で会議などがもたれたかは不明。議事録はH16以降はインターネットで検索できるが、それ以前は図書館などで議事録を検索する必要があるとのこと。今回はそこまでの追跡はしていない。

※15 <https://www.token.or.jp/kankyou/car/diesel1.htm>

## <B>結果

権限移譲は、ひとつの事業として、地方分権改革を推進する所管課において、根拠法令の政策分野に関わらず任されている。事務事業評価からそのことが読み取れるが、権限移譲された個別の事務の名称は記載されていなかった。そのため一つの移譲事務の経費は分からなかった。

具体例としてディーゼル車運行規制に関して移譲経費調査を試みたが、移譲までの経緯が不明だったため、その移譲経費を算出することができなかった。

現在は、内閣府に地方分権改革の窓口があり、自治体には地方分権を遂行する課が存在する。また、会議録等もネット上で公開情報として住民が検索できる時代になっている。であれば、現在では新たに発生する移譲事務に投入された税金（移譲経費）の算出、可視化は可能だと考える。

## VI.考察と提案

### 【考察】

権限移譲は、自治体間の「事務（条例に基づく規制）を執行する権利」のやりとりである。地方分権の考え方にに基づき、より住民生活に近い自治体が条例を定め、事務を行えるようにすることが目的である。地方分権の理念には賛同もし、身近な自治体が地域の実情にあった規制を定めること自体は望ましいことだと思う。しかし、権限移譲に関する業務自体は、市民にとって実感を伴いにくい「サービス」である。まさに「手続き主義（上山,1998 ,P8）」的事業に陥り易い事例といえる。市税がこの事業に毎年1千万円以上費やされているのであれば、この事業を可視化し、「成果主義（上山,1998 ,P8）」で評価する視点が必要ではないだろうか。

市は移譲事務を成立させ、それを実施すれば、県から交付金が得られる※16。これは、権限移譲した成果のひとつではあるだろう。市にとっていわば移譲経費はコスト、移譲事務交付金は成果である。個々の移譲事務について、その移譲経費と交付金の差し引きの結果が評価指標のひとつになる。その結果は、移譲事務（例えば、条例に基づく規制）自体の成果と関連付けるため、事務事業評価シートに記載されることが望ましい。

そこで、以下に移譲事務と権限移譲の可視化のために必要な事務事業評価シートの記載事項と評価アイデアを提案する。

※16 但し、権限移譲交付金交付対象となるのは、事務処理特例条例で権限移譲した場合である。法改正により市区町村へ権限移譲した場合は交付金は交付されない。

### 【提案】

#### a.事務事業評価シート記載事項

①（県から市への）移譲事務であることを明記する(参照 横浜市の例)。県の告示番号（県の告示、は本論III 用語の定義参照）、根拠法令、関連事務、など、移譲に関する情報を掲載する。

②県からの支出金欄を設ける。移譲交付金額を記載する。内訳として人件費と、他費目があれば記載する。事務の実施報告年と、交付金の交付が2年遅れであることが分かるように記載する。

③当該移譲事務の権限移譲事業初動から成立までの経過年数が分かるように記載し、途中または成立にかかった総額（移譲経費）を明らかにする。

## b.評価アイデア

（県から市への）移譲事務を実施する場合、県からの移譲事務交付金と、移譲経費を相殺し、市税収としてプラスかマイナスを明確にするため、以下のような計算を行う。

$$\text{移譲事務一件あたりの交付金額} \times \text{いままでの実施件数} - \text{移譲経費} > 0$$

つまり、移譲経費よりも移譲事務実施による交付金を上回った場合、市は県に対して移譲経費の「元がとれた」ことになる。言い換えれば、県に対して市の権限移譲業務がロス（損失の結果）でなく、コスト（有益性のある結果）に転換した、とってよいだろう（吉田,2019,p165）。一方で県は、民間企業的な視点で見れば、権限移譲によって税収がプラスになることは無く、ロスでしかないはずだ。しかし、県は税金で運営されているため、予算要求する理由として権限移譲することは問題がないどころか、それを必要とさえするのではないか。ちなみに神奈川県令和3年度の権限移譲に関する予算は約7億6千5百万円である※17。しかも、「権限移譲」事業の内容は、直接の住民サービスではないため、事業内容の評価結果がコストかロスか、の指標さえ持ちえない事業なのだ。

そして、この可視化と評価が全移譲事務について行われると、どれだけの税金が移譲経費として費やされるか、また、県からいくら交付金を受けているかが可視化される。生活からは遠い県と市の行政間で税金が周回する有様が住民にも身近に感じられるだろう。

もちろん、この事務（規制）自体の評価が必要なのは言うまでもない。莫大な移譲経費をかけてでも行う必要のある事務なのかどうかを評価するためである。権限移譲の可視化は、事務（規制）内容を評価する際の指標になると期待する。

※17 令和3年度 神奈川県権限移譲推進事業費 P18 (pdf p.24)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/30384/r300all.pdf>

## VII 特別市を目指す政令市への提言

### 提言1 事務事業評価シートは必須である

行政の運営状況を住民が評価できるように事務事業評価シートを公開することがその第一歩である、という視点から、特別市を目指す政令市の住民として、地方分権改革と事務事業評価シートを関連付け、調査研究する機会を得た。本論から、同シートが住民に対して最もエビデンスと説得力を持つ情報であることが明らかになったと思う。

しかし、

いまだに事務事業評価シートを公開していない市区町村は約1000自治体にのぼる。少なくとも、特別市を目指す政令市において、事務事業評価シート公開は必須である。特別市は一層制であり、国と直接、権限をやり取りする自治体だ。ならば、事務事業評価が現時点で公開されていなければ、今以上に税金の使途は不明になり、巨大な腐敗の温床となることは自明だ。特に相模原市は、川崎市、横浜市と共に特別市を目指しており、両市の事務事業評価シートと同程度のレベル※18の事務事業評価を望みたい。

※18 4.3.13 事務事業評価レベル分け

<https://twitter.com/yuyawatase/status/1502847209301192705?s=21&t=rCikopnGXh0VomPOoeHIMw>

また、このレベル5にあたる事務事業評価シートの事例として、兵庫県西宮市、茨城県那珂市を参考とされたい。

### 提言2 神奈川県が特別市に反対する理由への回答

特別市について神奈川県が特別市に反対する理由の中で、特に権限移譲と税収に関して取り上げたい。県と市の協議は繰り返されているようだが、今後、県の反対理由に対して水掛け論に終始しないために、私見であるが回答を試みる。

神奈川県が特別市に反対する理由 は以下の2点である。

①権限移譲しているから特別市にする必要が無い（神奈川県,R4.3.16,P4）

②特別市になれば県の税収が減る（神奈川県,R4.3.16,P11）

①について。権限主体の変更が可能だから、という理由では説得力が弱いという感覚が漠然とあった。本論での調査、考察の結果、権限移譲自体が県の重要な事業であり、約7億6千5百万円という予算要求の理由になっていることが分かった。市に支払う交付金も、予算要求すればなんの問題もなく獲得できると推察する。この観点からみれば、特別市になり、権限移譲業務自体が廃止されることは、この予算要望理由を失うことになる。であれば、反対する理由として非常に納得できる。しかし、権限移譲はこの先も永遠と続いていくと考える。永遠に続くのはなぜか。権限移譲の大元である根拠法令（規制）は増え続けており、いまやその数さえ政府は数えるのをやめてしまった現状だからである※19。 **納税者である住民の視点から考えれば、権限移譲を理由に永遠とこの事業を継続することについて見直しが必要だ。**このような税金の使い方を見直すためにも、特別市法制化をすすめ、県との権限移譲を廃止することが望ましい。

②について。現在の事業、行政の運営状況を維持するならば、減収して困るのは当たり前である。困らないためにはどのような改善点があるか、どのような工夫ができるか、と、最低限の税収になった場合を想定し行革した場合の試算をする。それでも県政の維持は不可能である、という根拠を提示して初めて説得力を持つ理由になる。

権限移譲の必要がないのだから権限移譲に関する予算は無くても困らない。人員は他所へ配置し、余るようであれば次年度から人員を新規募集しなければよいだけである。独立した市に対する業務は無くなるのであるから、税を徴収する必要もない。肝心なことは、**税が不足する見込みがあれば、事業を適切に評価し、収入にあわせて事業を取捨選択、優先順位を吟味し、慣習にとらわれず効率よく行う提案である。**政令市独立という機構改革のあとに必要とされる行政の運営改革も併せて検討することである。（上山,1998,p150）。

しかし、税収が減らない限り、行政運営を見直すインセンティブが働かない現状がある。その原因については枚挙にいとまもなく、ここでは言及しないが、税収が減り、予算削減を余儀なくされて初めて行政は改革を断行する必要に気づき、本腰を入れると考える。これは減税会および減税アクティビストが提唱する減税の効用でもあり、減税を主張する根幹である。

※19 チャンネルくらら動画 規制の数は数えない？ 地方交付税はブラックボックス？！ 浜田聡参議院議員インタビュー 渡瀬裕哉【チャンネルくらら】

議事録 第208回国会 参議院 財政金融委員会 第15号 令和4年6月2日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120814370X01520220602&page=18&spkNum=112&current=16>

## VIII.おわりに

二重行政解消を謳う特別市に興味を持ち、事務の権限移譲を事務事業評価シートで可視化する視点がなければ、権限移譲は住民からはあまりにも遠いテーマとして放置されていたろう。地方分権改革は、住民の混乱を避けるため、住民生活にマイナスの変化が極力少なくなるように策定されることも、住民が強く関心を持たない要因であろう。

本論を通じて、地方分権改革の名のもとに行われている権限移譲は、住民の生活に直接関わりのないところで多額の税金を使う業務であること、増え続ける規制のために永遠と続くのではないか、という疑念を持たざるを得ないことが明らかになった。このように、住民が事務事業評価の視点を持つことは、事務事業を改善し、滞りがちな行政改革を見直し、推進させるきっかけになると思う。

地方分権改革が目指す方向性は、21世紀の潮流としての、アイデンティティの分断、個の時代、Web3、DAOなど、自律分散の思想に適応すると期待している。改革をより良く進めるためにも、自治体と住民のコスト意識が必要だ（八田,2018,P192）。事務事業評価シートの記載項目を充実させ、それを見れば地方議員はもとより、住民でも適切な評価ができるレベルのシートに改良していく。そのようなシートがあって初めて、説得力のある特別市法制化へむけての広報と議論が叶うと考える。行政事業の可視化こそが平場を作り、あらゆる建設的な議論の土壌となる。この土壌づくりを、いち住民として、首長、行政、議会に望みたい。

## 謝辞

本論の遂行にあたり、質問に対し真摯に対応してくださった、神奈川県、川崎市、横浜市の行政担当者に深謝いたします。とりわけ、川崎市総務企画局都市政策部広域行政担当課長の高橋菜摘氏には特別市について市庁舎における出前講座の休日開催、およびメールでの質疑応答を賜りました。また、神奈川県政策局自治振興部市町村課の但田翔（ただかける）氏には情報開示請求時に要求に即した適切な開示情報の提案と、膨大な資料から必要部分を抜き出す編集を行っていただきました。また、権限移譲や交付金について再三の質問にも丁寧にご回答を賜りました。ここに深謝いたします。また、かわさき減税会として要望した特別市出前講座と一緒にご参加くださった方々、そして、共に行政評価に関心を持つ仲間が各地で熱心に取り組む様子は常に心の支えでした。さいごに、このような探求の機会を与えていただきました、一般社団法人救国シンクタンク 倉山満所長はじめ研究員の方々、とりわけ渡瀬裕哉研究員に心より感謝の意を表します。

以上

## 参考文献

- 渡瀬裕哉（2020）『税金下げろ、規制をなくせ』光文社新書
- 渡瀬裕哉（2021）『無駄をやめたらいいことだらけ 令和の大減税と規制緩和』株式会社ワニブックス
- 福永文子（2022）『民主主義に繋がる民意の爪痕 アーカイブの発展は納税者意識の向上とともに』救国シンクタンク第1回懸賞論文
- 西尾勝(2007)『地方分権改革』東京大学出版会
- 上山信一(1998)『行政評価の時代 経営と顧客の観点から』NTT出版
- 上山信一(1999)『行政経営の時代 評価から実践へ』NTT出版
- 吉田寛（2019）『市場と会計 人間行為の視点から』春秋社
- 八田達夫・NIRA 総合研究開発機構共編(2018)『地方創生のための構造改革』時事通信社
- 横浜市、川崎市、相模原市（R4.7.27）”住民目線から見た「特別市」法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～” 住民向け公開資料
- [https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000141/141419/02\\_siryuu.pdf](https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000141/141419/02_siryuu.pdf)
- 川崎市（R4.3）『川崎市は特別自治市を目指しています』リーフレット
- <https://www.siteitosi.jp/opinion/pdf/d552a43f9a45b80119c1b5ed811e17304b55ba16.pdf>
- 神奈川県(R4.3.16)「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」行政文書
- <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/84275/kennkai.pdf>